

公示第 3 5 1 号

令和 5 年 3 月 1 日

東 亜 道 路 健 康 保 険 組 合

理 事 長 竹 内 良 彦

組 合 規 程 の 変 更 に つ い て

今般、別添のとおり組合規程を変更したので公示します。

規程変更書

会計事務取扱規程

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この組合の会計事務は、法令および規約に定めるもののほか、この規程により取り扱うものとする。

第2条を次のように加える。

(規程を変更する場合)

第2条 この規程を変更する場合は、理事会の議決によらなければならない。

第3条を次のように改める。

(帳簿の備付)

第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。

- (1) 現金出納簿
- (2) 歳入簿
- (3) 歳出簿
- (4) 収支差引残高簿
- (5) 銀行別預帳簿
- (6) 一時借入金及び準備金繰替使用簿
- (7) 歳入歳出外現金出納整理簿
- (8) 前金払・概算払整理簿
- (9) 積立金台帳
- (10) 固定資産台帳
- (11) 備品台帳(様式第一号)
- (12) 切手受払簿
- (13) 図書台帳(様式第二号)
- (14) 保険料・調整保険料及び介護保険料算定原簿
- (15) 保険料・調整保険料及び介護保険料月別整理簿
- (16) その他補助簿

第4条中「特に定められてうるもの」を「会計帳簿の様式に関する通知において定められてあるもの」に改める。

第6条中「その箇所を朱書きで二線を隔して整理」を「その箇所を朱書きで二線の朱線を引き、訂正の場合はその上位に正書して」に改める。

第7条中「月」を「毎月」に改める。

第3章の「金銭会計」を「金銭出納」に改める。

第11条の2項中「常務理事」を「理事長」に改める。

第12条中「理事」を「常務理事」に改める。

第13条2項を次のように改める

2 金庫の管理は理事長が行う。

第13条3項を次のように加える。

3 手提金庫の管理は主任出納員が行う。

第16条を次のように改める。

(収入支出手続及び金銭の出納方法)

第16条 収入及び支出は、すべて理事長の指示により、会計担当出納員がこれに当たる。

2 金銭の出納は現金、預金（普通預金、通知預金、定期預金、金銭信託、貸付信託）、振替貯金証書、郵便為替証書による。

第20条中「理事」を「理事長」に改める。

第29条1項を次のように改める。

第29条 銀行預金について出納責任者は、毎月銀行別預金帳簿により、明確に預金を種類別に預入、払戻しを行った事実を確認するとともに毎月末には当該銀行と残高を照合し、必要に応じて現在高証明書を徴するものとする。

第30条中「出納員は毎日の収支につき」を「出納担当者は、毎日の現金残高と帳簿残高を照合し」に、「任印」を「確認」に改める。

第32条中「概算払は、事実か完成された時に必ず清算を行い、過払いについては返納を行い、不足については追加支払を行う」を「現金の概算払を受けた者は、その用務または要件終了後5日以内に概算払精算書を調整し、証拠書類を添えて常務理事の決裁を受けなければならない。」に改める。

第33条を次のように改める。

(支出予算の款内項間の流用)

第33条 支出予算の款内項間の流用は、法令で規定する手続きを経て、流用を必要とする理由、科目、金額を明らかにした流用伺を作成し、理事長の決裁を受けなければならない。

2 予算の流用については、流用年月日、科目、金額を理事会、組合会に報告し承認を得るものとする。

第38条中「物品の購入又は修理を行うときは、」の後に「担当者は常務理事の指示をうけ起案文書又は購入（修理）伺いを作成のうえ」を加える。

第43条中「保管責任者はその事由を」を「保管者はその事由を具して保管責任者を経て」に改める。

第44条中「物品を廃棄する場合は、」の前に「毀損その他の事由により」を加える。

第48条中「理事」を「理事会」に改める。

様式第一号と様式第二号を加える。

様式第一号

備品台帳

種 別	番 号	名 称	購入年月日	購入価額	供用者	廃棄年月日

様式第二号

図書台帳

番 号	書 名	著 者	発行所	数	金 額	購入年月日	保管場所	備考

財産管理規程

第3条第4号①有形固定資産ホ備品中「一品または一組ごとの取得価額が10万円未満であって、耐用年数が1年未満のものを除く」を「取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の日用の道具、並びに事業に使用するための備え付けの諸物品に限る」に改める

第4条5号中「(耐用年数が経過したもの除く)」を削る。

第4条6号中「評価額」を「その時価評価額」に改める。

第5条を削除する。

第10条中「第47条、第13号」を「第50条第13号」に、「の認可を得た」を「への予算の届出」に改める。

第11条中「規約48条の規定」を「規約第51条の規定」に改める。

第12条中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第17条中「現在」を「帳簿」に改める。

第18条を削除する。

第20条中「純財産」を「支払余裕金」に改める。

第21条2項中「備品」を「10万円未満の固定資産」に改める。

第22条1項を次のように改める。

第22条 交換によって取得した固定資産の取得価額は、対価として相手方に引き渡した

際の帳簿価額とし、贈与または低廉譲受により取得した固定資産の取得価額は時価評価額とする。

第22条2項中「については」を「の取得価額は」に改める。

第25条1項を次のように改める。

第25条 準備金を規約第50条第13号の規定に基づき建物で所有するときは、毎年度未定額法により耐用年数経過時点に1円まで減価償却を行うものとする。

第26条1項を次のように改める。

(準備金以外の固定資産の減価償却)

第26条 土地を除く準備金以外の固定資産のうち、耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のもの(償却資産)については、毎年度定額法により減価償却を行うものとする。耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のもの(少額資産)については、取得時に取得価額の全額を償却するものとする。

第26条3項中「取得から年度末までの月数」に「(端数は切り上げ)」を加える。

第27条中「固定資産」を「減価償却資産」に改める。

第28条を次のように改める。

第28条 中古固定資産を取得し、その耐用年数を見積る場合は以下による。なお、見積った結果、当該耐用年数が2年未満の場合は、2年とする。

法定耐用年数の一部を経過したもの＝法定耐用年数－経過年数

第29条中「切り上げ1年単位とする。」を「切り捨てるものとする。ただし、前条に該当するものを除く。」に改める。

第30条に次のように2項を加える。

第30条 2 前項の償却を行うときは、理事長の承認を得て組合会に報告するものとする。

第31条中「重要財産」の後に「である土地、建物(耐用年数が経過したものを除く)」を加え、「または取り崩し」及び「(準備金「土地、建物で保有するものを除く。」及び別途積立金を除く。)」を削る。

第32条中「命じて」の後に「または委嘱して」を加える。

様式第一号を加える。

理事及び理事長選挙執行規程

第10条2項を次のように改める。

第10条 2 前項の選挙長は、選定議員より互選された理事(理事長候補者を除く)の中から理事が選挙する。

規程変更理由書

会計事務取扱規程

適正な会計事務を行うために会計事務取扱規程を整備する。

財産管理規程

適正な財産管理を行うために財産管理規程を整備する。

理事及び理事長選挙執行規程

適正な理事長選挙を行うために理事及び理事長選挙規程を整備する。

新旧条文対照表

会計事務取扱規程

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この組合の会計事務の取扱いに 関しては、法令及び<u>規約</u>に定めのあるもののほか、この規程により取り扱うものとする。</p> <p>(規程を変更する場合)</p> <p>第2条 <u>この規程を変更する場合は、理事会の議決によらなければならない。</u></p> <p>(帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>(1) 現金出納簿</p> <p>(2) 歳入簿</p> <p>(3) 歳出簿</p> <p>(4) 収支差引残高簿</p> <p>(5) 銀行別預帳簿</p> <p>(6) 一時借入金及び準備金繰替使用簿</p> <p>(7) <u>歳入歳出外現金出納整理簿</u></p> <p>(8) 前金払・概算払整理簿</p> <p>(9) <u>積立金台帳</u></p> <p>(10) 固定資産台帳</p> <p>(11) 備品台帳 (様式第一号)</p> <p>(12) 切手受払簿</p> <p>(13) 図書台帳 (様式第二号)</p> <p>(14) <u>保険料・調整保険料及び介護保険料算定原簿</u></p> <p>(15) <u>保険料・調整保険料及び介護保険料月別整理簿</u></p> <p>(16) その他補助簿</p> <p>(帳簿の様式)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この組合の会計事務の取扱いに 関しては、法令及び<u>処務規程</u>に定めのある場合を除く外、この規程の定めるところによる。</p> <p>(帳簿の備え付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>(1) 準備金台帳</p> <p>(2) 任意積立金台帳</p> <p>(3) 固定資産台帳</p> <p>(4) 歳入簿</p> <p>(5) 歳入関係補助簿 (保険料・施設利用料補助簿等)</p> <p>(6) 歳出簿</p> <p>(7) 一時借入金並びに準備金繰替使用簿</p> <p>(8) 収支差引残簿</p> <p>(9) 前金払・概算払整理簿</p> <p>(10) 本部・支部間交付金受払簿</p> <p>(11) 現金出納簿</p> <p>(12) 前渡金明細簿</p> <p>(13) 銀行別預金帳簿</p> <p>(14) 備品台帳 (含図書台帳)</p> <p>(15) 消耗品受払簿 (含切手等受払簿)</p> <p>(16) その他補助簿</p> <p>(帳簿の様式)</p>

<p>第4条 帳簿の様式は、<u>会計帳簿の様式に関する通知</u>において定められてあるものを除き、別に定める。</p> <p>(帳簿の訂正及び削除等)</p> <p>第6条 帳簿の記載事項につき、訂正、挿入又は削除をしようとするときは、その箇所を朱書で二線の<u>朱線を引き、訂正の場合はその上位に正書して、</u>もとの字をなお読み得るような字体を存置しておくようにしなければならない。</p> <p>(帳簿の締切)</p> <p>第7条 帳簿は、その種類により、毎日、<u>毎月</u>又は期末ごとに整理して締切るものとする。</p> <p>第3章 <u>金 銭 出 納</u></p> <p>第11条 略</p> <p>2 出納員又は収入員、及びこれが代理並びに分任に充てる職員は、<u>理事長</u>がこれを任免する。</p> <p>(出納員及び収入員の更迭)</p> <p>第12条 出納及び収入を司る職員が更迭したときは、前任者は後任者と立ち会いのうえ、関係帳簿と現金等の照合をし、速やかに引き継ぎの完了を行ない、これが完了したときは、双方連署のうえ、事務引継書を作成し、<u>常務理事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(組合の金庫事務)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>金庫の管理は理事長が行う。</u></p> <p>3 手提金庫の管理は主任出納員が行う。</p> <p>(収入支出手続及び金銭の出納方法)</p> <p>第16条 収入及び支出は、すべて<u>理事長</u>の指示により、会計担当出納員か</p>	<p>第4条 帳簿の様式は、特に定められてあるものを除き、別に定める。</p> <p>(帳簿の訂正及び削除等)</p> <p>第6条 帳簿の記載事項につき、訂正、挿入又は削除をしようとするときは、その箇所を朱書で二線を隔して整理、もとの字をなお読み得るような字体を存置しておくようにしなければならない。</p> <p>(帳簿の締切)</p> <p>第7条 帳簿は、その種類により、毎日、月又は期末ごとに整理して締切るものとする。</p> <p>第3章 <u>金 銭 会 計</u></p> <p>第11条 略</p> <p>2 出納員又は収入員、及びこれが代理並びに分任に充てる職員は、<u>常務理事</u>がこれを任免する。</p> <p>(出納員及び収入員の更迭)</p> <p>第12条 出納及び収入を司る職員が更迭したときは、前任者は後任者と立ち会いのうえ、関係帳簿と現金等の照合をし、速やかに引き継ぎの完了を行ない、これが完了したときは、双方連署のうえ、事務引継書を作成し、<u>理事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(組合の金庫事務)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 手提金庫等は、主任の出納員がその責任によりこれを保管する。</p> <p>(収入、支出のできる場合)</p> <p>第16条 収入及び支出は、理事の命令がなければ執行することができな</p>
--	--

<p>これに当たる。</p> <p>2 <u>金銭の出納は現金、預金（普通預金、通知預金、定期預金、金銭信託、貸付信託）、振替貯金、郵便為替証書による。</u></p> <p>（執行不能の処理）</p> <p>第20条 収入支出決議書の執行が不能となったときは、その理由を附し、<u>理事長の決裁を受けなければならない。</u></p> <p>（預金の出納等）</p> <p>第29条 銀行預金について出納責任者は、<u>毎月銀行別預金出納簿により、明確に預金を種類別に預入、払戻しを行った事実を確認するとともに毎月末には当該銀行と残高を照合し、必要に応じ現在高証明書を徴するものとする。</u></p> <p>（収支日計表の作成）</p> <p>第30条 出納員は毎日の収支につき、収支日計表を作成して常務理事の<u>確認を受けなければならない。</u></p> <p>（概算払）</p> <p>第32条 略</p> <p><u>現金の概算払を受けた者は、その用務または要件終了後5日以内に概算払精算書を調整し、証拠書類を添えて常務理事の決裁を受けなければならない。</u></p> <p>（支出予算の款内項間の流用）</p> <p>第33条 <u>支出予算の款内項間の流用は、法令で規定する手続きを経て、流用を必要とする理由、科目、金額を明らかにした流用伺を作成し、理事長の決裁を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>予算の流用については、流用年月日、科目、金額を理事会、組合会に</u></p>	<p>い。</p> <p>（執行不能の処理）</p> <p>第20条 収入支出決議書の執行が不能となったときは、その理由を附し、理事の決裁を受けなければならない。</p> <p>（預金の出納等）</p> <p>第29条 銀行預金については、銀行別預金出納簿により、明確に整理するとともに、毎月末においては、当該銀行と残高を照合し、必要に応じ現在高証明書を徴するものとする。</p> <p>（収支日計表の作成）</p> <p>第30条 出納員は毎日の収支につき、収支日計表を作成して常務理事の印を受けなければならない。</p> <p>（概算払）</p> <p>第32条 略</p> <p>概算払は、事実が完成された時に必ず清算を行い、過払いについては返納を行い、不足については追加支払を行う。</p> <p>（支出予算流用）</p> <p>第33条 予算の流用は、法令で規定する手続きを経て、別に定める伺により常務理事の決裁を受けなければならない。</p>
---	---

<p style="text-align: center;"><u>報告し承認を得るものとする。</u></p> <p>(物品の購入及び修理等)</p> <p>第38条 物品の購入又は修理を行なうときは、<u>常務理事の指示をうけ起案文書又は購入（修理）伺いを作成のうえ常務理事の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(物品の毀損等の届出)</p> <p>第43条 物品を毀損又は亡失したときは、<u>保管者はその事由を具して保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。</u></p> <p>(物品の廃棄処分)</p> <p>第44条 <u>毀損その他の事由により物品を廃棄する場合は、理事長（又は常務理事）の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</u></p> <p>(この規程の実施に関し必要な事項)</p> <p>第48条 この規程の実施にあたり、これによりがたい場合があるときは、<u>理事会</u>この決定する方法による。</p> <p>様式第一号 様式第二号</p> <p>附則 この規程は令和5年4月1日より施行する。</p>	<p>(物品の購入及び修理等)</p> <p>第38条 物品の購入又は修理を行なうときは、常務理事の承認を受けなければならない。</p> <p>(物品の毀損等の届出)</p> <p>第43条 物品を毀損又は亡失したときは、保管責任者はその事由を常務理事に届出なければならない。</p> <p>(物品の廃棄処分)</p> <p>第44条 物品を廃棄する場合は、理事長（又は常務理事）の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</p> <p>(この規程の実施に関し必要な事項)</p> <p>第48条 この規程の実施にあたり、これによりがたい場合があるときは、理事の決定する方法による。</p>
--	---

財産管理規程

新	旧
<p>(財産分類および定義)</p> <p>第3条 この規程において、財産とは、次にかかげるものをいう。</p> <p>略</p> <p>(4) 固定資産</p> <p>① 有形固定資産（準備金で保有する土地、建物を除く。）</p> <p>イ 土地</p>	<p>(財産分類および定義)</p> <p>第3条 この規程において、財産とは、次にかかげるものをいう。</p> <p>略</p> <p>(4) 固定資産</p> <p>① 有形固定資産（準備金で保有する土地、建物を除く。）</p> <p>イ 土地</p>

<p>ロ 建物（建物に付属する設備を含む。）</p> <p>ハ 構築物</p> <p>ニ 機械器具、装置</p> <p>ホ 備品（<u>取得価額が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の日用の道具、並びに事業に使用するための備え付けの諸物品に限る</u>）</p> <p>ヘ 車輛、船舶</p> <p>略</p> <p>（重要財産）</p> <p>第4条 前条にかかげる財産のうち、次のものは重要財産とする。</p> <p>（1）準備金</p> <p>（2）別途積立金</p> <p>（3）退職積立金</p> <p>（4）土地</p> <p>（5）建物_____</p> <p>（6）土地、建物を除く固定資産（耐用年数が経過したものを除く。）のうち、その時価評価額が50万円以上のもの。</p> <p>（備品）</p> <p>第5条 削除</p> <p>（準備金）</p> <p>第10条 準備金を<u>規約第50条第13号</u>の土地建物で保有するときは、あらかじめ予算科目を設定し、組合</p>	<p>ロ 建物（建物に付属する設備を含む。）</p> <p>ハ 構築物</p> <p>ニ 機械器具、装置</p> <p>ホ 備品（一品または一組ごとの取得価額が10万円未満であって、耐用年数が1年未満のものを除く）</p> <p>ヘ 車輛、船舶</p> <p>略</p> <p>（重要財産）</p> <p>第4条 前条にかかげる財産のうち、次のものは重要財産とする。</p> <p>（1）準備金</p> <p>（2）別途積立金</p> <p>（3）退職積立金</p> <p>（4）土地</p> <p>（5）建物（耐用年数が経過したものを除く。）</p> <p>（6）土地、建物を除く固定資産（耐用年数が経過したものを除く。）のうち、評価額が50万円以上のもの。</p> <p>（備品）</p> <p>第5条 第3条にかかげる有形固定資産のうち、土地、建物を除き、一品または一組ごとの取得価額が10万円以上であって、耐用年数が1年以上のもの以外のものを備品とし、固定資産としない。ただし装飾、美術品については、10万円未満であっても固定資産とする。</p> <p>（準備金）</p> <p>第10条 準備金を規約第47条、第13号の土地建物で保有するときは、あらかじめ予算科目を設定し、組合</p>
--	--

<p>会の議決後監督庁への予算の届出後に行なうものとする。</p> <p>(退職積立金)</p> <p>第11条 退職積立金は、<u>規約51条</u>の規定にかかわらず、預金、貯金または金銭信託をもって保有しなければならない。</p> <p>(有価証券)</p> <p>第12条 有価証券（<u>金融商品取引法</u>第2条第1項に規定する有価証券をいう。）は、銀行または信託会社に保護預けをし、または登録機関に登録するものとする。</p> <p>(固定資産台帳の記帳)</p> <p>第17条 略</p> <p>(3) 取得価額および<u>帳簿価額</u>並びに単価</p> <p>略</p> <p>(準資産台帳)</p> <p>第18条 削除</p> <p>(財産目録)</p> <p>第20条 <u>支払余裕金</u>は理事長の責任において管理し、財産目録に登載を要しない。</p> <p>(取得)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 <u>10万円未満の固定資産</u>は、常務理事の承認を得て取得できるものとする。</p> <p>(取得価額)</p> <p>第22条 交換によって取得した固定資産の取得価額は、<u>対価として相手方に引き渡した際の帳簿価額</u>とし、贈与または低廉譲受により取得した固定資産の取得価額は時価評価額とする。</p> <p>2 電話加入権の取得価額は加入権</p>	<p>会の議決後監督庁の認可を得た後に行なうものとする。</p> <p>(退職積立金)</p> <p>第11条 退職積立金は、<u>規約48条</u>の規定にかかわらず、預金、貯金または金銭信託をもって保有しなければならない。</p> <p>(有価証券)</p> <p>第12条 有価証券（<u>証券取引法</u>第2条第1項に規定する有価証券をいう。）は、銀行または信託会社に保護預けをし、または登録機関に登録するものとする。</p> <p>(固定資産台帳の記帳)</p> <p>第17条 略</p> <p>(3) 取得価額および<u>現在価額</u>並びに単価</p> <p>略</p> <p>(準資産台帳)</p> <p>第18条 準資産を整理するため、備品台帳を設け整理するものとする。</p> <p>(財産目録)</p> <p>第20条 準財産は理事長の責任において管理し、財産目録に登載を要しない。</p> <p>(取得)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 備品は、常務理事の承認を得て取得できるものとする。</p> <p>(取得価額)</p> <p>第22条 交換、贈与または低廉譲受により取得した固定資産の取得価額は時価評価額とする。</p> <p>2 電話加入権については加入権を取得するために要した額、または加入料および架設料等架設に要した額を取得価額とする。</p>
---	--

<p>を取得するために要した額、または加入料および架設料等架設に要した額を取得価額とする。</p> <p>略</p> <p>(準備金である建物の減価償却)</p> <p>第25条 <u>準備金を規約第50条第13号の規定に基づき建物で保有するときは、毎年度末定額法により耐用年数経過時点に1円まで減価償却を行なうものとする。</u></p> <p>略</p> <p>(固定資産の減価償却)</p> <p>第26条 <u>土地を除く準備金以外の固定資産のうち、耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のもの(償却資産)については、毎年度定額法により減価償却を行うものとする、耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のもの(少額資産)については、取得時に所得価額の全額を償却するものとする。</u></p> <p>略</p> <p><u>取得から年度末までの月数(端数は切り上げ)</u></p> <p>12</p> <p>略</p> <p>(耐用年数)</p> <p>第27条 前条により減価償却をする場合における耐用年数は「<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)</u>」の定めるところによる。</p> <p>(中古固定資産の耐用年数)</p> <p>第28条 <u>中古固定資産を取得し、その耐用年数を見積る場合は以下による。なお、見積った結果、当該耐用年数が2年未満の場合は、2年とす</u></p>	<p>略</p> <p>(準備金である建物の減価償却)</p> <p>第25条 <u>準備金を規約第47条第13号の規定に基づき建物で保有するときは、毎年度末に運営基準で定める定額法により残存価額が零になるまで減価償却を行なうものとする。</u></p> <p>略</p> <p>(固定資産の減価償却)</p> <p>第26条 <u>土地を除く有形固定資産は、取得価額(建物を準備金と共有する場合は準備金である建物で保有する分を除く。)を基にし、毎年度末定額法により減価償却を行なうものとする。ただし、耐用年数経過時点に1円まで償却することとする。</u></p> <p>略</p> <p><u>取得から年度末までの月数</u></p> <p>12</p> <p>略</p> <p>(耐用年数)</p> <p>第27条 前条により減価償却をする場合における耐用年数は「<u>固定資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)</u>」の定めるところによる。</p> <p>(中古固定資産の耐用年数)</p> <p>第28条 <u>中古固定資産を取得し、その耐用年数を見積る場合は、前条で定める耐用年数から経過年数を控除した年数を当該固定資産の耐用年数とみなす。</u></p>
--	---

<p>る。 法定耐用年数の一部を経過したも の＝法定耐用年数－経過年数</p> <p>(耐用年数の端数整理)</p> <p>第29条 固定資産の耐用年数計算に際して1年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、前条に該当するものを除く。</p> <p>(臨時償却)</p> <p>第30条 不慮の災害もしくは経済状態の悪化にともない固定資産の価値が著しく減少し、その減少が長時間にわたるか、または回復の見込がないときは、その損失の程度を見積り臨時償却を行なうものとする。</p> <p>2 前項の償却を行うときは、理事長の承認を得て組合会に報告するものとする。</p> <p>(重要財産の処分)</p> <p>第31条 重要財産である土地、建物(耐用年数が経過したものを除く)の売却、譲渡、廃棄、交換を行なうときは、組合会の議決を経て監督庁の認可を受けなければならない。</p> <p>(再評価)</p> <p>第32条 固定資産(準備金で保有する土地、建物を含む。)を処分するときは、評価能力のある第三者に命じてまたは委嘱して時価評価を行ない処分価額の妥当性を評しなければならない。</p> <p>様式第一号 附則 この規程は令和5年4月1日より施行する。</p>	<p>2 前項の中古固定資産の経過年数が不明のときは、次の算出方法による。</p> <p>略</p> <p>(耐用年数の端数整理)</p> <p>第29条 固定資産の耐用年数計算に際して1年未満の端数を生じたときは、これを切り上げ1年単位とする。</p> <p>(臨時償却)</p> <p>第30条 不慮の災害もしくは経済状態の悪化にともない固定資産の価値が著しく減少し、その減少が長時間にわたるか、または回復の見込がないときは、その損失の程度を見積り臨時償却を行なうものとする。</p> <p>(重要財産の処分)</p> <p>第31条 重要財産の売却、譲渡、廃棄、交換または取り崩しを行なうときは、組合会の議決を経て監督庁の認可(準備金「土地、建物で保有するものを除く。」及び別途積立金を除く。)を受けなければならない。</p> <p>(再評価)</p> <p>第32条 固定資産(準備金で保有する土地、建物を含む。)を処分するときは、評価能力のある第三者に命じて時価評価を行ない処分価額の妥当性を評しなければならない。</p>
---	--

理事及び理事長選挙執行規程

新	旧
<p>第10条 略</p> <p>2 前項の選挙長は、選定議員より互選された理事（理事長候補者を除く）の中から理事が選挙する。</p>	<p>第10条 略</p> <p>2 前項の選挙に関しては、全各条の規程を準用する。</p>